

中国食品安全法制の新局面

～「中華人民共和国食品安全法」の制定～

農林水産委員会調査室 いしかわ たけひこ
石川 武彦

1. はじめに

中国では、2009年2月28日の第11期全国人民代表大会常務委員会第7回会議において、「中華人民共和国食品安全法」（以下「食品安全法」という。）が議決され、同年6月1日に施行された¹。

同法は、2007年12月に草案が提出され、パブリックコメントを参考としつつ、計4回の審議を経て成立した²。この間、2008年1月には、日本向けに輸出された殺虫剤入りの冷凍餃子を食べた人が健康被害を受けた、いわゆる「中国製冷凍ギョーザによる食中毒事件」が発生し、日中間の外交問題にまで発展した。また、同年9月には、中国国内において、化学物質メラミンが混入された牛乳を原料にして粉ミルクが製造され、これを飲用した乳幼児が多数死傷する事件が発生し、中国社会を大きな不安に陥れた³。翌10月には、中国から日本へ輸入された乾燥全卵からもメラミンが検出され、問題となった。食品の多くを中国から輸入している我が国にとって、中国の食品問題は、決して「対岸の火事」ではなくなっている。

食品安全法案は、こうした食品安全に関わる重大事件の発生と同時期に審議されたため、これらの問題を教訓として活かすべく、当初提出された草案に大幅な修正が加えられている。関係行政機関の統一的な連携の強化のほか、食品安全事故の深刻化につながる事実の隠蔽や証拠の隠滅を防ぐための報告の義務付け、食品検査体制の強化、安全性に問題のある食品のリコール制度等が盛り込まれることとなった。食品の安全性の確保や重大事故を防止するためのフードチェーン全般にわたるセーフティネットの構築に必要な措置を広範に規定する内容となっている。

食品安全法は、第1章 総則、第2章 食品安全リスクの監視及び評価、第3章 食品安全標準、第4章 食品の製造及び販売、第5章 食品検査、第6章 食品の輸出入、第7章 食品安全事故処置、第8章 管理監督、第9章 法的責任、第10章 附則一の全10章104条により構成されている。1995年の制定以降、中国食品衛生行政の根拠法であった「中華人民共和国食品衛生法」（以下「食品衛生法」という。）は、食品安全法の施行に伴い廃止された⁴。

1 中華人民共和国主席令第9号。日本の法律施行規則に相当する。

2 通常の法案審議は1～2回で終了するため、4回に及ぶことは異例である。

3 中国河北省の乳業大手、三鹿集団が製造した粉ミルクを飲用した乳幼児ら約30万人が腎臓結石を発症するなどの健康被害を受けた。これは、原乳の生産者やブローカーが乳業メーカーへの納品時の検査で、タンパク質の含有量をより多く見せかけるため、有毒物質のメラミンを混入したのが原因であった。

4 食品安全法第104条（以下、脚注で該当条文を示す場合は「法第〇条」という。）

なお、2009年7月20日には、中国食品安全法の具体的な実施手続を規定した「中華人民共和国食品安全法実施条例」も施行され⁵、中国の新たな食品安全法制がスタートしている。

2. 食品安全法制定の背景

(1) 「民以食为天」～「以人為本」

中国には古来より、「王以民为天、而民以食为天」という言葉がある⁶。「王にとって最も重要なのは民であり、民にとっては食べるのが最も重要である。」という意味である。これは、為政者たる王は、国の要である民を飢えさせてはならないという戒めにつながる。一方、現代中国においては、飢餓の時代はもはや過去の記憶になっているが、食品の安全を揺るがす事件や問題の発生は日々枚挙にいとまがない(表1)。

中国国内では、メラミン粉ミルク事件以前にも、2006年の「紅心鴨蛋事件」、「多宝魚事件」など、食品安全を揺るがす事件が相次いで発生している。紅心鴨蛋事件は、アヒル卵の黄身をより赤く見せようとした河北省の飼育業者が、塩漬け卵等に加工する際に、飼料に発ガン性のある染料スーダンレッドを使用し、これが流通していたものである。また、多宝魚事件は、山東省で養殖され上海市で販売された多宝魚(イシビラメ)から、使用が禁止されている動物用医薬品マラカイトグリーン等が検出されたものである。いずれもその経緯が大きく報道され全国的に反響を呼んだ事件であった。しかし、これらは氷山の一角に過ぎず、中国国民の間では食品に対する潜在的な不安が増大している。購入した野菜や果物を一定時間水に浸けてから調理する光景は、中国では今や一般的である。人々は、食卓へ向かう度に「一体何を食べれば安全なのか?」と疑心暗鬼を生じているのである。

中国は30年来、改革開放政策の下、目覚ましい経済成長を遂げた一方で、地域間の経済格差の拡大、環境汚染、民族問題等、様々な内政問題に直面することとなった。その一つとして、国民の生命や健康に憂慮すべき状況をもたらしたのが食品安全問題である。

今後、国民生活の基本である食品の安全が保障できなくなれば、国民の非難の矛先が政府、つまり中国共産党に向けられることは必定である。これは、同党が掲げる「小康社会」や「和諧社会」の実現に大きな障害となるばかりか⁷、社会不安を惹起しかねない。

中国共産党は、近年、「以人為本」(人が(国の)根本である)という理念の下で、国民重視の姿勢をアピールするようになったが⁸、これは将来に向けた強い危機感の表れとみてよかろう。中国は、2004年の憲法改正に当たり、序言(前文)に「三個代表」を重要思想

5 中華人民共和國國務院令第557号(2009年7月8日國務院第73次常務會議採択)

6 班固『漢書』卷第四十三の一節。

7 「小康社会」とは衣食足りた次のステージの、経済、社会、文化、教育、環境等、あらゆる面で、より豊かさを実感できる社会水準を指している。2002年の第16回党大会では、「全面的な小康社会」を実現するために、2020年までにGDPを2000年水準の4倍に増大させるとの目標を掲げた。

「和諧社会」とは、より調和のとれた社会という意味であり、2004年の6中総会(第16期中央委員会第6回総会)で採択された「社会主義和諧社会構築に関する若干の重大問題の決定」における概念である。2020年までに経済格差の是正や社会保障の充実、法治主義の推進等を行うことを目標に掲げている。

8 中国の春秋戦国時代(紀元前770年～同221年)に斉国の宰相であった管仲が著したとされる『管子』覇言に、「夫霸王之所始也、以人為本、本治則国固、本乱則国危。」(人を根本として、はじめて覇者となるのであり、これに従って国を治めれば国は堅固なものとなり、これを乱せば国は危機に瀕する。)との一節がある。

として追加した。中国共産党が体现すべきとされる3項目であるが、その一つ「広範な人民の根本的利益」に照らせば、国民の生命、健康を保障する上で不可欠な食品安全の確保は、党及び政府の重要かつ喫緊の責務と位置付けられることになる。今般の食品安全法制定の裏には、このような中国共産党の危機意識に基づく思想的背景があったとみられる。

表1 過去に日本・中国で発生した食品衛生・安全に関わる問題

	日本国内	中国国内(主なもの)
1996年5月	大阪堺市等におけるO-157による集団食中毒	
1999年2月	埼玉県所沢産野菜のダイオキシン含有騒動	
1999年9月	茨城県東海村の核燃料施設における臨界事故による農産物への影響問題	
2000年3月	国内で口蹄疫発生	
2000年6月	雪印乳業製造の低脂肪乳による集団食中毒	
2001年9月	国内で牛海綿状脳症(BSE)発生	
2002年6月	中国産冷凍ホウレンソウの残留農薬問題	
2002年7月	全国28都県における無登録農薬使用問題 中国製健康食品「織之素膠丸」による健康被害問題	
2003年7月	トラフグ養殖業者によるホルマリン使用問題	
2003年12月		(米国でBSE発生)
2004年		(各国で鳥インフルエンザ発生)
2004年1月		「毛髪水醤油」(理髪店や病院から回収された頭髪を化学処理し、醤油が製造されていると報道された問題)
2004年4月		安徽省における粉ミルク等偽造事件
2004年6月		四川省成都市の漬物工場における違法添加物問題
2005年5月	中国製ダイエット用食品「天天素」による健康被害問題	
2005年8月	中国産養殖ウナギ合成抗菌薬(マラカイトグリーン)検出問題	
2006年5月	残留農薬等に基づくポジティブリスト制度導入	
2006年11月		紅心鴨蛋事件(河北省平山県のアヒル飼育場において発ガン性のある着色料が使用されていた問題)
		多宝魚事件(山東省で養殖され上海市で販売されたイシバラメから使用禁止の動物用医薬品等が検出された問題)
2006年12月		山東省招遠市の春雨工場による工業用漂白剤使用問題
2007年3月		(米国等における中国産ペットフード・メラミン混入問題)
2007年12月	中国製冷凍ギョーザによる食中毒事件	
2008年9月		メラミン粉ミルク事件(河北省の牛乳大手企業・三鹿集団が製造した粉ミルクを飲用した乳幼児ら約30万人が腎臓結石等の健康被害を受けた問題)
2008年10月	中国製冷凍インゲン農薬検出問題 中国産乾燥鶏卵メラミン検出問題	

(出所) 朝日新聞、産経新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、人民日報等を参考に作成。

(2) 食品「衛生」法から食品「安全」法へ

食品安全法の制定以前は、食品衛生法が食品法制の基礎をなすものであった。食品安全法には、立法目的において、一つの思想的発展がみられる。食品衛生法は、第1条で、「食品衛生を保証し、食品汚染及び有害要素及び人体に対する危害を防止し、国民の身体の健康を保障し、国民の体質を増強するため、本法を制定する。」と規定している。一方、食品安全法は、第1条で、「食品の安全を保証し、公衆の身体の健康及び生命の安全を保障するため、本法を制定する。」と規定している⁹。これらを比較すると、「食品衛生」の目的が身体の健康や体質増強に留まっているのに対し、「食品安全」は「食品衛生」の目的を含め、さらに広範な「生命の安全」を導く概念としてとらえられている。

法律の名称が、「食品衛生法」から「食品安全法」に転換されたことについて、中国政法大学の張樹義教授は、「身体の健康は無論重要ではあるが、生命はより根本となるものである。生命が代償となった悲惨な教訓に基づいて、“以人為本”の基本理念を含意している。

9 「食品安全とは、食品が無毒、無害であり、必要な栄養要件を満たし、人体の健康に対していかなる急性、亜急性又は慢性の危害も生じさせないことを指す。」(法第99条)

食品安全をおろそかにすれば、人命を軽視することになるのである。」と述べている¹⁰。

このように、「衛生」と「安全」の二字の相異は、中国の食品法制における思考改革の進展を示唆していると言えよう。

以下に、食品安全法の主要な内容について見ることにする。

3. 食品安全法適用の対象となる活動

食品安全法は、中国国内における以下の活動を適用の対象としている。

(1) 食品の生産及び加工（食品生産）：

（中国語原文では「食品生産」が用いられているが、本稿では「食品製造」とする。）

食品流通及び飲食サービス¹¹（食品経営）：

（中国語原文では「食品経営」が用いられているが、本稿では「食品販売」とする。ただし、営業許可に関しては、「食品販売」を「食品流通」と「飲食サービス」に区分して記述することとする。）

(2) 食品添加物の製造・販売

(3) 食品関連製品（食品に使用する包装材料、容器、洗浄剤、消毒剤及び食品製造・販売に使用する器具、設備）

(4) 食品製造・販売事業者による食品添加物及び食品関連製品の使用

(5) 食品、食品添加物及び食品関連製品についての安全管理

なお、食用農産品（食用に供される農業由来の一次産品）の品質安全管理は、「中華人民共和国農産品品質安全法」の規定を遵守することとしている¹²。

4. 食品安全の管理監督体制の一層の明確化

(1) 食品安全法に基づく食品行政

中国には、現在のところ、食品安全分野を一元的に取り扱う行政組織は存在しない。食品行政一般は、従来、食品の製造・販売のプロセスに関連する複数の行政機関が管理監督を行う「多頭管理体制」で実施されていたが、所管事項の重複や事故発生時に責任の所在が不明確になる等の問題が指摘されてきた。

このため、食品安全法では、関係行政部門による食品安全に係る管理監督の分担体制について、改めて明確に規定することとなった。

国務院の衛生行政部門（国家衛生部）は、食品安全管理監督の総合調整を担う職責を負い、食品安全リスク評価、食品安全標準の制定、食品安全情報の公表、食品検査機構の資質認定条件及び検査規範の制定を行うとともに、食品安全に係る重大事故の調査及び処理を行う¹³。

また、国務院の品質監督、商工行政、食品薬品管理監督の各部門は、法律に基づき、それぞれ食品製造、食品流通（販売）、飲食サービス業（食堂・レストラン等）について管理監督を実施する¹⁴。食品衛生法の下では、食品の製造や販売等の事業者は、少なくとも衛生行政部門が発行する衛生許可証を取得し、商工行政部門に登録すれば営業することがで

10 「建言食品安全法草案」（中国人大新聞 2008. 4. 24）〈<http://npc.people.com.cn/GB/7159719.html>〉

11 中国語では「餐飲服務」と表記する。

12 法第2条第2項

13 法第4条第2項

14 法第4条第3項

きた¹⁵。これに対し、食品安全法では、製造、流通、飲食サービスの各「環節」¹⁶ごとに機能的な管理監督を行うため、関係行政部門が食品製造・販売について許可制度を実行すると規定している¹⁷。関係事業者は、各環節に対応した許可証（食品製造許可証、食品流通許可証及び飲食サービス許可証）の取得を義務付けられることとなった。一方、食用農産品については、国务院の農業行政部門（国家農業部）が中心となり管理監督を行うこととしている。

また、各関係部門は、意思疎通、密接な協力を強化し、各々の職責分担に従い、法律に基づいて職権を行使し、責任を負わなければならないと規定している¹⁸。

（２）食品安全委員会の設置

食品安全法は、国务院が「食品安全委員会」を設置し、その職責は国务院により規定されるとしている¹⁹。同委員会の行政機構上の位置付けや具体的な役割等について、同法に規定はないが、食品のリスク評価（健康影響評価）については、「食品安全リスク評価専門家委員会」が行うとする規定があり、我が国の内閣府食品安全委員会とは位置付けが異なるとみられる。

今後、食品安全委員会は、国家衛生部から食品安全管理監督の総合調整機能を引き継ぎ、ハイレベルの行政委員会として、二重行政の解消や責任の明確化など諸問題の解決、食品関連法規の制定・修正の権限等が付与されるとの見方もある²⁰。

（３）食品安全を所管する主な行政機関

中国において食品安全行政を担当する機関について整理すると以下ようになる（図 1）²¹。関係機関の公式ホームページに掲載された所管事務のうち、食品の製造・販売等に係る管理監督業務をピックアップしたものである。

15 食品衛生法では、「食品製造・販売企業及び食品露店商は、衛生行政部門が発行する衛生許可証を先に取得してから商工行政管理部門に申請・登記しなければならない。衛生許可証を取得していなければ、食品生産経営活動に従事してはならない。」（第 27 条）と規定されていた。基本的に、食品関係事業者は衛生許可証の取得、関係部門への事業申請・登記により、事業開始が可能であった。

16 食品の「製造環節」、「流通環節」、「消費環節」という場合の「環節」は、フードチェーンにおける一連の「プロセス」又は「段階」を指すと考えられる。「製造環節食品」は、「製造プロセスにある食品」という意味になるものと思われる。

17 法第 29 条第 1 項

18 法第 6 条

19 法第 4 条

20 『中国年鑑 2009』（毎日新聞社 2009.5）61～62 頁

21 現行の国家機関の構成は、「国务院機構設置に関する通知（国発 2008）11 号」（2008 年 3 月 21 日）に基づく。

「中華人民共和国憲法」第 85 条は、「国务院」すなわち中央人民政府は、最高国家権力機関の執行機関であり、最高国家行政機関である旨規定している。国务院は日本の内閣に相当し、総理、副総理、国务委員、各部部长、委员会主任、会計検査長、秘書長によって構成される。部・委員会等が中央省庁に相当し、各分野の行政を担当している。

一方、同憲法第 105 条には、地方各級人民政府は、地方各級国家権力機関の執行機関であり、地方各級国家行政機関である旨の規定がある。「各級」とは、省、自治区、直轄市（以上日本の都道府県に相当）、県（同市町村に相当）、市、区、郷、鎮等を指し、県以上の地方各級人民政府は、法定された権限に基づき、当該行政区域内の各分野の行政を担当し、決定、命令及び人事の権限を有する（憲法第 107 条）。また、県級以上の地方人民政府は、各事業部門や下級人民政府の事業を指導する旨の規定もある（同第 108 条）。

ア 衛生部

食品安全の総合調整メカニズムの確立と、食品安全の総合監督の責任を負う。また、食品製造、流通環節の規範及び条件並びに食品製造、流通許可の条件を定めるとし、食品安全関連事務を列挙すると以下ようになる²²。

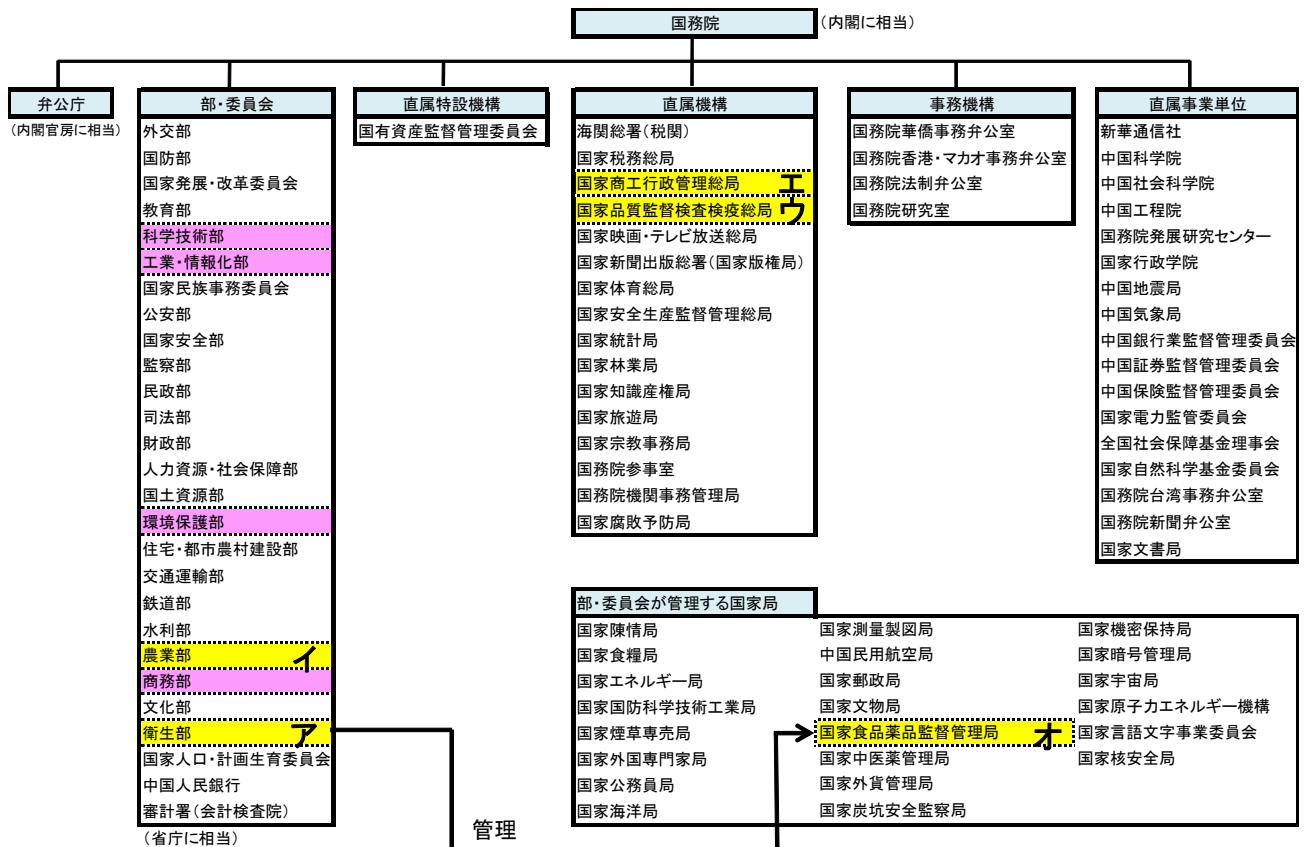
①食品安全に関連する法律・法規案の起草、②食品安全に関する規則制定、③法律に基づいて関連する標準及び技術規範制定、④食品安全確保のための総合調整、⑤食品安全に係る重大事故の調査・究明、⑥食品安全標準の制定、⑦食品及び関連製品の安全リスク評価と警戒、⑧食品安全検査機構の資質認定条件及び検査規範の制定、⑨重大な食品安全情報の統一的公表

イ 農業部

農産品の生産環節の管理監督に責任を負い、以下のような食品安全関連事務を司る²³。

①農水産業及び関連産業に係る法律・法規案の起草、②農水産業及び関連産業製品及び緑色食品²⁴の品質監督、③農薬及び動物用医薬品の品質監視、鑑定、登録、④国内動植物防疫及び検疫業務の監督

図1 中国の中央政府機構図



(出所) 中華人民共和国中央人民政府ホームページの「政府機構」の記載を基に作成。

〈http://www.gov.cn/jwg/2005-08/01/content_18608.htm〉

注) ■は、食品安全法に直接規定のある機関である。

■は、食品安全行政に関係するその他の機関である。

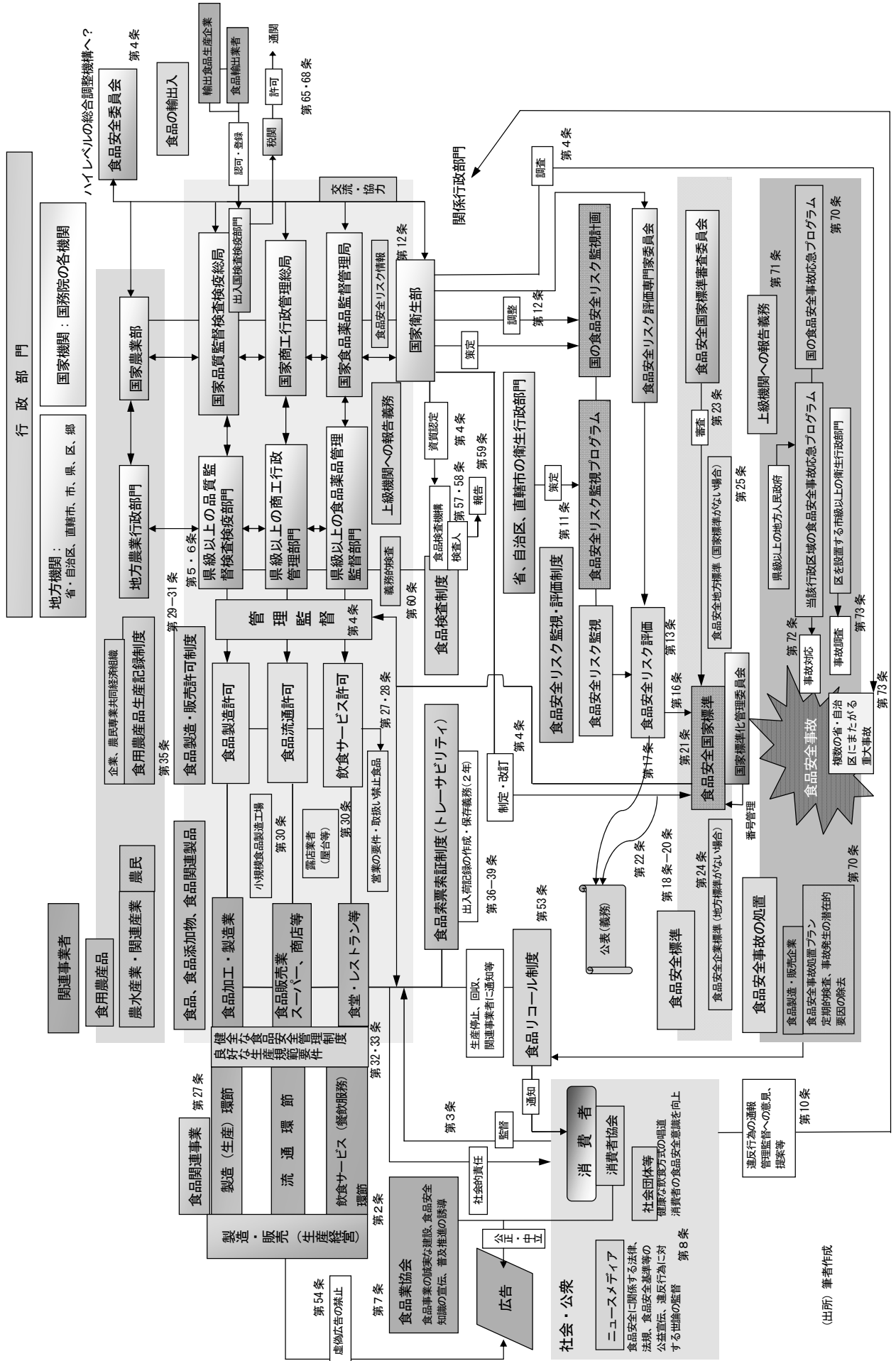
22 中華人民共和国衛生部ホームページ

(<http://www.moh.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/wsb/index.htm>)

23 中国農業信息网 (中華人民共和国農業部ホームページ) (<http://www.agri.gov.cn/>)

24 本稿の「参考1 中国における食品及び農産品の認証認可システム」を参照。

図2 中国食品安全法に基づく制度の体系（概略）



(出所) 筆者作成

ウ 国家品質監督検査検疫総局（一般略称「質検総局」）

食品製造環節及び輸出入食品の安全に係る管理監督に責任を負い、食品製造環節における許可について管理監督を行うとされ、以下のような食品安全関連事務を司る²⁵。

①食品生産の管理監督

「製品品質法」、「食品安全法」及びその実施条例に基づき、国内の食品製造加工環節について、品質の安全管理、衛生の管理監督、国内の食品製造許可、食品の品質安全検査の強制、食品安全事故の調査・処理を行う。

②輸出入食品の安全管理

「食品安全法」、「輸出入商品検査法」及び関連規定に基づき、輸出入食品の安全、衛生及び品質について検査、管理監督を実施、輸入される食品（飲料、酒類、糖類を含む）、食品添加物、食品容器、包装材料、食品用の工具及び設備について、検査・管理監督を実施、輸出入食品の検査・検疫を通じたリスク警戒及び早期対応システムの確立、輸出入食品が有する可能性のあるリスク又は潜在的な危害に対する予防的な安全保障措置を講ずる。

③標準化管理

質検総局の関係機関である「国家標準化管理委員会」が、「標準化法」及びその実施条例に基づき²⁶、標準化に関する法律・法規案等の起草、標準化制度の実施、国家標準の制定及び改訂を行う²⁷。

エ 国家商工行政管理総局（一般略称「工商総局」）

食品流通環節の管理監督に責任を負い、食品流通環節の許可について管理監督を行うとされ、以下のような食品安全事務を司る²⁸。

- ①食品製造・販売事業者の登記管理監督、法律に基づき無許可経営の調査及び取締り、
- ②市場経営秩序の維持、市場取引、インターネット取引等の管理監督、③流通領域の商品の品質及び流通環節の食品安全の管理監督、食品流通許可、詐称・詐欺等の違法行為について調査及び処置、消費者の問い合わせ・通報等の受理及び処置、経営者及び消費者の権益保護、④不正競争、密輸等の取締り、⑤商標の登録及び管理、⑥広告活動の管理監督、⑦商工行政管理分野の国際協力及び交流

オ 国家食品薬品監督管理局

衛生部が管理する国家局であり、飲食業、食堂等消費環節の食品安全に係る管理監督に責任を負い、飲食サービス許可の管理監督を行うとされ、以下のような食品安全関連事務を司る²⁹。

- ①消費環節の食品安全管理監督に係る政策、計画の策定及び監督の実施、関連する法律・法規及び規則案の起草、②消費環節の飲食サービス許可及び食品安全の管理監督、③消費環節食品安全管理規範の制定及び監督実施、消費環節の食品安全状況の調査及び監視

25 中国語では「国家質量監督検査検疫総局」と表記。同局ホームページ（<http://www.aqsiq.gov.cn/>）

26 「中華人民共和國標準化法」（1998年12月29日主席令第11号公布）

27 国家標準化管理委員会は、国家質量監督検査検疫総局の事業単位であり、國務院が授權した行政管理の職能を履行し、国の規格統一に関する法律の起草や改正に参加するとともに、規格統一事業の方針を定め、関連政策を実施している。同委員会ホームページ（<http://www.sac.gov.cn/templet/default/>）

同委員会が進める鉱工業品、農畜産品等全般についての標準化（規格統一）事業の一環として、食品安全国家標準も統一規格に編入されることになる。国家統一規格にはそれぞれGB（GUOJIA BIAOZHUN：国家標準の中国語音読表記の略）番号が付され管理されている。

28 中国語では「国家工商行政管理総局」と表記。同局ホームページ（<http://www.saic.gov.cn/>）

29 国家食品薬品監督管理局ホームページ（<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0001/>）

業務の展開、消費環節の食品安全管理監督に関連する情報の公表、④地方における食品関連分野の管理監督、応急、査察及び情報化事業を指導、⑤食品の管理監督に関連する国際交流及び協力を展開

カ その他の関係行政機関

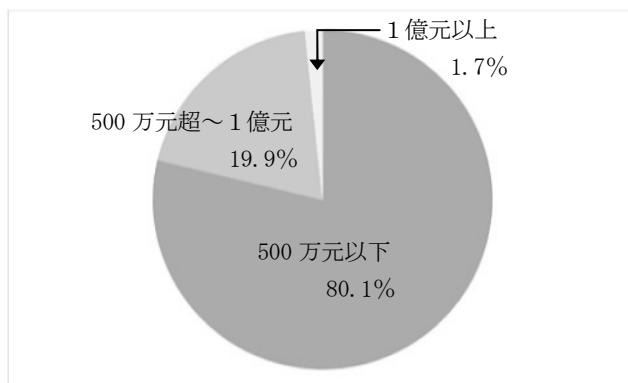
このほか、食品安全法に直接規定はないが、科学技術部（食品安全管理監督に係る技術研究開発）、工業・情報化部（食品安全に係る情報のネットワーク化及び共有化）³⁰、環境保護部（農産物等の産地の環境保全）、商務部（食品の市場流通・運送等の管理監督）がそれぞれ食品行政の一端を担っている。

なお、省・自治区以下の地方人民政府においても、国と同様の衛生、品質管理監督、工商行政管理等、食品安全を所管する行政部門が設置されている。

5. 中小・零細経営者に対する管理監督の強化

中国の食品製造業界は、その8割を年間販売額500万元以下の中小企業により占められている（図3）³¹。従業員が10人以下の小企業や「小作坊」と呼ばれる食品製造加工小規模工場が全国に35万3千存在し、食品製造企業全体の78.8%を占めている³²。小作坊は、

図3 中国の食品製造企業の販売額別構成比(2006年)



(出所) 中国物流学会『学会課題—中国製造企業物流現状及政策建議』（2007.4）の記載を基に作成。

一般的に固定的な従業員が少なく、簡易な生産設備をもって営業する生産単位又は個人を指すものである。許可を受けずに、衛生レベルが十分でない設備で秘密裏に食品製造を行うなど、行政の管理監督が行き届かないため、食品事故の温床となっていると見られる。

一方、飲食サービス業の分野では、屋台等を営む食品露店業者が数多く存在する。食品衛生法の下では、食品露店の営業に当たり衛生許可を受ける必要

があったが、無許可で営業する業者が多く、これも食品事故発生リスクを高める要因として懸念されていた。

このような食品製造業界における中小・零細業者の経営実態を踏まえ、食品安全法は、これら業者の管理監督を強化する規定を置いている。

食品製造加工の小作坊及び食品露店商が食品製造・販売活動に従事するときは、一定の規模、条件に適応した食品安全要件を満たし、製造・販売する食品が衛生的で、無害、無毒であることを保証しなければならず、関係部門は、その管理監督の強化について、具体的管理方法を省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会の審議を通じ制定しなければ

30 中国語では「工業和信息化部」と表記。

31 中国物流学会『学会課題—中国製造企業物流現状及政策建議』（2007.4）

中国物流与採購網〈http://www.chinawuliu.com.cn/cflp/newss/content1/200704/890_22419.html〉

32 國務院新聞弁公室『《中国的食品質量安全狀況》白皮書』（白書）（2007.8）

ならない³³。

また、県級以上の地方人民政府は、小作坊の生産条件改善を奨励すると規定している³⁴。具体的には安全標準に基づく製造設備の導入支援や製造技術の普及・指導等を推進することが考えられる。食品露店商については、集中交易市场へ進出し、店舗等固定場所で経営することを奨励としている³⁵。

6. 食品安全リスク監視及び評価制度の確立

食品安全リスク監視は、食品由来の疾病、食品汚染及び食品中の有害な要素について監視を行うものである。食品安全リスク監視情報は、リスク評価を行う際の根拠の一つとなる。食品安全法は、国は食品安全リスク監視制度を確立するとし、国务院の衛生行政部門がその他の国务院の関係部門と共同で「国家食品安全リスク監視計画」を制定すると規定している³⁶。

食品安全リスク評価は、食品中の生物学的、化学的、物理的な危害が人体の健康に悪影響を及ぼしうることについて科学的評価を行うものである³⁷。食品安全リスク評価は、既に諸外国で普及している手法である。食品安全法は食品安全リスク評価制度を確立するとし、国务院の衛生行政部門がリスク評価業務の実施に責任を負い、医学、農業、食品、栄養等の分野の専門家組織される「食品安全リスク評価専門家委員会」が実際のリスク評価を行うと規定している³⁸。また、食品安全リスク評価結果の活用を保証するため、食品安全法は、食品安全リスク評価結果を食品安全標準の制定及び改訂並びに食品安全に係る管理監督を実施する際の科学的根拠にすると規定している³⁹。

7. 食品安全国家標準の統一的な制定の原則を明確化

食品安全法は、食品安全標準について、公衆の身体の健康を保障することを旨とし、科学的合理性、確かな安全性に基づいて制定すると規定している⁴⁰。様々な流通食品について、衛生要件、品質要件等を明記した標準を制定することにより、当該食品の安全性を担保し、円滑な流通と消費者の安心を確保することをねらいとするものである。

中国の「標準」は、日本の「規格」、「基準」に相当するもので、「標準化法」に基づき、国家標準化管理委員会が管理している。

食品衛生法の下での旧制度においては、一つの食品でも食品衛生標準、食品品質標準等の複数の標準が存在したり、規定内容が重複するような状況があった。また、標準は図4のように、国家、地方、業界、企業等、各レベルにおいて設定され、同様の標準が併存し、食品製造業者が混乱する等の問題も指摘されていた。

33 法第29条第3項

34 法第30条

35 同上。「集中交易市场」にはフードコート等が含まれるとみられる。

36 法第11条第1項・第2項

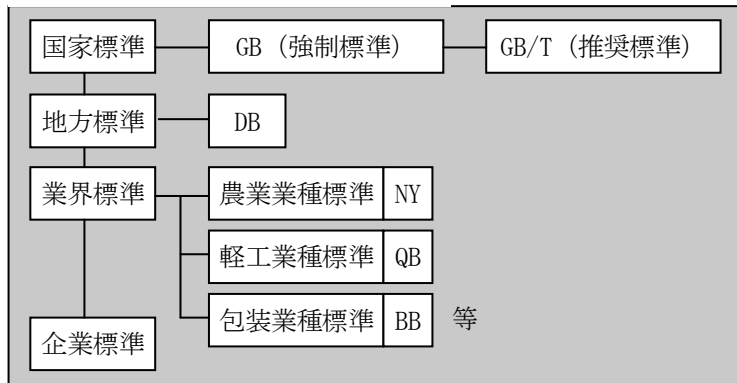
37 法第13条第1項

38 法第13条第2項～第3項

39 法第16条第1項

40 法第18条

図4 中国における「標準」



(出所)『中国年鑑 2009』(毎日新聞社 2009.5) 62 頁の記載を参考に作成。

これまで、食品衛生標準等の国家標準は 1,800 以上、また食品事業関連の標準が 2,900 以上制定され、強制的な国家標準は 634 に上る。さらに 7,000 以上の地方標準と 14 万以上の企業標準が併存し、多くの標準に重複が存在していたため、2007 年までに 530 標準が廃止されている⁴¹。

このため、食品安全法は、食品に関する諸標準を整理・統合し、統一標準を制定することとした。同法は、國務院の衛生行政部門が食品安全国家標準を制定、公表し(資料 1)⁴²、食品安全国家標準以外に食品の強制的標準を制定してはならないと規定している⁴³。この規定は、制度上、食品安全標準の統一性を確保するため、衛生部が個別の食品についてワンパッケージの統一標準を制定することを基本とするものである。また、それぞれの食品安全国家標準には「国家標準番号」が付され⁴⁴、国の標準化政策に則り、食品関連分野以外の鉱工業、サービス分野等に係る国家標準と同様に統一的に管理される。

また、食品安全国家標準がないときは「食品安全地方標準」を制定することができる(資料 2)⁴⁵、企業が製造する食品に食品安全国家標準又は地方標準がないときは、「食品安全企業標準」を制定し、組織的な製造の根拠としなければならない⁴⁶。

なお、食品安全国家標準の制定に当たっては、「食品安全国家標準審査委員会」の審査を経る必要がある⁴⁷。

食品安全国家標準が規定すべき内容

- (1) 食品、食品関連製品中の病原性微生物、残留農薬、残留動物用医薬品、重金属、汚染物質及びその他の人体の健康に危害を及ぼす物質の量を制限する規定
- (2) 食品添加物の種類、使用範囲、用量
- (3) 乳幼児専用及びその他特定の人々が主として摂取する食品の栄養成分の要件

41 中華人民共和國國務院新聞弁公室『中国的食品質量安全狀況』(2007.8)

42 法第 21 条第 1 項

43 法第 19 条

44 法第 21 条第 1 項

45 法第 24 条第 1 項

46 法第 25 条第 1 項

47 法第 23 条第 1 項

- (4) 食品安全、栄養と関係のあるラベル、標識、説明書の要件
- (5) 食品の製造・販売過程の衛生要件
- (6) 食品安全に関する品質要件
- (7) 食品検査の方法及び規程
- (8) その他食品安全標準の制定に必要な内容

資料1 食品安全国家标准(案)の一例「生乳」(制定に向けパブリックコメント募集中)

ICS 67.100.10
C

GB

中华人民共和国食品安全国家标准

GB ××××-××××
代替GB 19301-2003

生鮮乳

Raw milk

(征求意见稿)

××××-××-××××发布 ××××-××-××××实施

中华人民共和国卫生部 发布

生鮮乳

1 范围

本标准规定了生鮮乳的术语和定义、技术要求、生产加工过程、贮存及运输和检验方法。本标准适用于生鮮乳的生产、流通和监督管理。本标准不适用于即食生鮮乳。

2 规范性引用文件

下列文件中的条款通过本标准的引用而成为本标准的条款。凡是注日期的引用文件，其随后所有的修改单(不包括勘误的内容)或修订版均不适用于本标准，然而，鼓励根据本标准达成协议的各方研究是否可使用这些文件的最新版本。凡是不注日期的引用文件，其最新版本适用于本标准。

GB ××××-××××

从符合国家有关要求的健康奶牛乳房中挤出的无任何成分改变的常乳。产犊后七天的初乳以及应用抗生素期间和休药期间的乳汁及变质乳不得用作生鮮乳。

4 技术要求

4.1 感官指标

应符合表1的规定。

表1 感官指标

项目	指标
色泽	呈乳白色或微黄色
滋味、气味	具有乳固有的香味、无异味
组织状态	呈均匀一致液体，无凝块、无沉淀、无肉眼可见异物

4.2 理化指标

应符合表2的规定。

表2 理化指标

项目		指标
冰点/(°C)		-0.533~-0.516 ^a
相对密度/(20°C/4°C)	≥	1.028
蛋白质/(g/100g)		
牛乳	≥	2.95(2.80) ^b
羊乳	≥	2.80
脂肪/(g/100g)	≥	3.1
杂质度/(mg/kg)	≤	4.0
非脂乳固体(g/100g)	≥	8.1
酸度/(°T)		
牛乳		12~18
羊乳		6~13

^a挤出3h后检验；
^b5月~9月蛋白质含量执行括号内要求。

4.3 体细胞数

应符合表3的规定。

(出所) 食品産業網ホームページ「検測標準」
(<http://www.fodqs.cn/news/jcbz/>)

注) 食品安全法の施行を受けて、現在国家衛生部が食品安全国家标准案について、パブリックコメントを募集中である。

生乳については、「鮮乳衛生標準」を基に、名称を「生鮮乳」に改めるほか、「本標準を食用生乳には適用しない。」(食用(飲用)に加工する際の標準は別途制定するとの意味と考えられる。)の文言を追加、学術用語及び定義を追加するなどしている。

ICS 67.080 B 31	DB13
河北省地方标准	
DB13/T 1050—2009	
无公害果品 京白梨	
2009-03-09 发布	2009-03-24 实施
河北省质量技术监督局 发布	

DB13/T 1050—2009
无公害果品 京白梨
1 范围 本标准规定了无公害果品京白梨的术语及定义、质量等级、试验方法、检验规则、标志标签，以及包装、运输和贮藏。 本标准适用于河北省京白梨无公害果品的生产和销售。
2 引用标准 下列文件中的条款通过本标准的引用而成为本标准的条款。凡是注日期的引用文件，其随后所有的修改单（不包括勘误的内容）或修订版均不适用于本标准。然而，鼓励根据本部分达成协议的研究是否可使用这些文件的最新版本。凡是不注日期的引用文件，其最新版本适用本标准。 GB/T 10650—1989 鲜梨 NY/T 440—2001 梨外观等级标准 NY 5011—2006 无公害食品 仁果类水果
3 术语和定义 下列术语和定义适用于本标准。
3.1 NY/T 440—2001梨外观等级标准中的术语和定义。
3.2 京白梨 秋子梨系统中最优良的品种之一，外形美观，品质优良。该品种果实中等大小，扁圆形，果皮黄绿色，贮藏后黄白色，果面平滑有蜡质光泽，果点稀少；果柄细长并弯向一方；梗洼近于无，萼片宿存，萼洼浅小；果肉黄白色，石细胞少，经10天左右后熟肉质变细软，易溶于水，汁液特多，味甜，微香；不耐贮藏。
3.3 后熟 京白梨果实采摘后，为达到最佳食用程度，通过贮藏自行完成熟化的过程。
4 果实质量要求
4.1 质量等级 无公害果品京白梨质量等级要求应符合如下规定。

DB13/T 1050—2009				
表1 无公害果品京白梨质量等级要求				
项 目		等 级		
		特等	一等	二等
基本要求		充分发育，果实完整，良好，新鲜洗净，无异味，无刺伤果，无病果，无虫果，无不正常的外表水分，果梗完整，具有京白梨成熟时应有的自然色泽（采收时绿黄色，贮藏后黄白色）。		
果形		端正，无畸形。	比较端正，无畸形。	
单果重 (g)		≥170	≥150	≥100
可溶性固形物含量 (%)		≥14.0	≥14.0	≥13.0
石细胞		极小、极少	小、少	较小、较多
果面缺陷	总要求	允许下列缺陷不超过1项	允许下列缺陷不超过2项	允许下列缺陷不超过3项
	硬伤	不允许	不允许	允许轻微者1处，面积不超过0.5 cm ² ，不得变色
	斑状	允许面积小于0.5 cm ² 轻微斑一处	允许轻微斑，面积小于1.0 cm ²	允许轻微斑，面积小于2.0 cm ²
	果伤	允许轻微果伤，面积不超过0.5 cm ²	允许轻微果伤，面积不超过1.0 cm ²	允许果伤，面积不超过2.0 cm ²
果面缺陷	药害	不允许	允许轻微药层，面积不超过0.5 cm ²	允许轻微药层，面积不超过1.0 cm ²
	日灼	不允许	不允许	允许轻微日灼，面积不超过1.0 cm ²
	霉伤	不允许	不允许	允许轻微者1处，面积不超过0.2 cm ²
	虫伤	不允许	不允许	允许干枯虫伤1处，总面积不超过0.1 cm ²
4.2 安全指标 按 NY 5011—2006 中 3.2 的规定执行。				
5 试验方法				
5.1 外观及理化指标 按 GB/T 10650—1989 中 6.1 的规定执行。				
5.2 安全指标 按 NY 5011—2006 中 4.2 的规定执行。				
6 检验规则				
6.1 外观及理化指标 按 NY/T 440—2001 中 5.1 的规定执行。				
2				

(出所) 食品産業網ホームページ「検測標準」
(<http://www.fodqs.cn/news/jcbz/>)

8. 生産製造・販売業者が食品安全を
保証する社会的責任の一層の強化等
製造・販売業者が食品安全を保証する社会的責任を強化するため、食品安全法は、食品製造・販売業者が法律、法規及び食品安全標準に基づいて製造・販売活動に従事しなければならず、社会及び公衆に責任を負い、食品安全を保証し、社会の監督を受けるとともに社会的責任を担うと規定している⁴⁹。

このほか、国が社会団体等による食品安全に係る法律、法規及び知識等の普及活動を奨励し、健康的な飲食方式を唱道すると規定している⁵⁰。また、ニュース・メディアが食品安全に係る法律、法規及び知識等の公益宣伝を展開し、本法の違反行為について、世論の

48 北京市及び周辺の河北省一帯で栽培される梨の優良品種の一つである。清朝の乾隆皇帝（第6代、在位1735年～1795年）がその風味を絶賛したことで知られる。

49 法第3条

50 法第8条第1項

監督を行うことも規定している⁵¹。

9. 食品製造・販売業者による製造・販売記録等の作成及び保存義務

食品安全法には、「索票索証」—食品事業者—に営業許可証その他必要な書類の提示・確認、取引記録の作成を行うこと—を義務付ける規定がある(図5)⁵²。索票索証の徹底により、食品事故発生時に迅速な商品の回収や早期の原因究明、再発防止処置を行うねらいがある。これは、いわゆる食品トレーサビリティ・システムの構築について規定するものである。

「トレーサビリティ」については、コーデックス委員会 総会(2004年6月~7月)及び国際標準化機構(ISO)の規格「飼料及びフードチェーンにおけるトレーサビリティの設計及び実施のための一般原則及び基本要素事項」において、それぞれ以下のように定義されている。

○コーデックス委員会における定義

“Traceability / product tracing:

the ability to follow the movement of a food through specified stage(s) of production, processing and distribution. (Codex, 2004)”

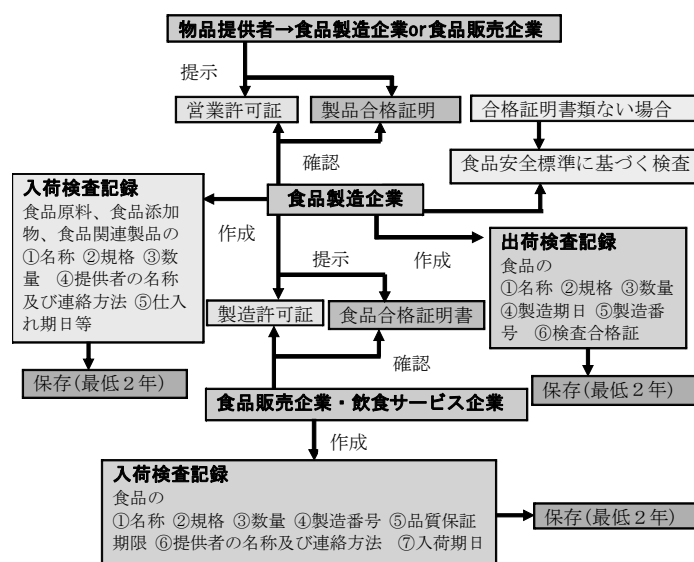
「生産、加工、及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。」

○ISO 22005における定義

「生産、加工及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、飼料又は食品の移動を把握できること。」(ISO 22005:2007)

これらの定義に従えば、「トレーサビリティ」とは「いつ、どこから入荷し、どこへ出荷したかを各事業者が個々に記録しておくことにより、食品がどこから来てどこへ行ったかわかるようにしておくこと」(食品の移動を把握できること)を意味する。

図5 食品安全法における「索票索証」制度



(出所) 筆者作成(食品安全法の規定を図式化したもの。)

51 法第8条第2項

52 法第36・37条、第39条

食品安全法の規定では、食品事業者間で営業許可証と食品の検査合格証の提示・確認を義務付け、無許可営業や食品安全標準に適合しない安全性に問題のある食品が流通することを防止する措置もセットで講じる形となっている。

10. 適正な製造規範の遵守と食品安全管理水準の向上

食品の生産・製造・流通等の各段階において一定の規範に基づき、適正な管理を実施し、リスクの分析・除去を行うことは、食品事故を未然に防止する有効な手段となる(参考1)。これに関して、食品安全法は以下のように規定している。

国は、食品製造・販売企業が適正製造規範(GMP)要件を満たすことを奨励⁵³、HACCP(危害分析重要管理点)システムを実施し⁵⁴、食品安全管理水準を向上させることを奨励すると規定している⁵⁵。

また、GMPやHACCPシステムを通じて認証された食品製造・販売企業について、認証機構は、法律に基づいて追跡調査を実施し⁵⁶、認証要件を再度満たさなかった企業に対しては、認証を取り消し、遅滞なく関係行政機関に通報するとともに、社会に公表しなければならない。認証機構の追跡調査については、いかなる費用も徴収しないとしている⁵⁷。

HACCPシステムは、食品製造、輸送及び販売の全過程における各種の危害について分析とコントロールを実施するものであり、食品安全事故を予防する上での基礎として、システムティックかつ連続的な予防及びコントロールの手法とされる。

なお、認証機構による追跡調査の費用徴収を免除する規定は、食品製造・販売事業者の負担を軽減するための措置と考えられ、国が費用負担をすることになるとみられる。

一方、食品安全法は、食用農産品の生産管理についても規定している。

食用農産品の生産者は、食品安全標準及び国の関係規定に基づいて、農薬、成長ホルモン剤、動物用医薬品、飼料及び飼料添加物等の農業投入資材を使用しなければならない。また、食用農産品の生産企業及び農民専業共同経済組織は、食用農産品生産記録制度を確立しなければならない⁵⁸。これは、GAP(Good Agricultural Practice: 適正農業規範

53 GMP(Good Manufacturing Practice): 製品の均質化を図り、その安全性と信頼性を高めるために、衛生的、合理的で作業しやすい適切な製造環境の確保のための構造設備標準と、原材料の受入れから製品の包装・出荷までの適切な手順書を作成し、これに則った管理を行う。

54 HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point): 1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理手法である。製造の全工程においてあらかじめ危害を予測し、その危害を防止(予防、消滅、許容レベルまでの減少)するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録し、異常が認められればすぐに対策をとり解決するため、不良製品の出荷を未然に防止できる。

55 法第33条第1項

56 「中華人民共和国認証認可条例」(2003年11月1日施行)によれば、「認証機構」は、製品、サービス、管理システムが関連する技術規範とその強制的要件又は標準を満たしているかを評定する(同条例第2条)。認証機構の設立には、固定の経営場所・必要な設備を備えていること、資本金300万元以上、専門職員を10名以上擁する等が要件となっている(同第10条)。認証機構は、認証する製品、サービス、管理システムについて有効な追跡調査を実施し、それらが引き続き認証要件を満たすことができないときは、認証証明書を暫時停止又は取り消さなければならない(同第27条)。

57 法第33条第2項

58 法第35条第1項。生産記録の内容は、「中華人民共和国農産品品質安全法」(2006年11月1日施行)第24条の規定により、①使用する農業投入資材の名称、出所、用法、用量及び使用開始・停止期日、②動物の疫病、植物の病虫害の発生及び防除状況、③収穫、と畜又は捕獲の期日としており、生産記録は2年間保存

参考1 中国における食品及び農産品の認証認可システム⁵⁹

有機製品等の食品及び農産品の認証認可システムは、国家認証認可管理委員会（以下「国家認監委」という。）が中心となり、農業部、商務部、国家発展・改革委員会、環境保護部等の各関係部門の支持の下に、国際的な規格に則って構築することとされている。

「農地から食卓まで」の全プロセスにおいて、栽培、養殖、製造加工、貯蔵、運送、販売等の各環節をカバーする食品、農産品の認証認可システムが既に構築されている。主なものとして、無公害農産品認証、绿色食品認証、有機製品認証、飼料製品認証、適正農業規範（GAP）認証、危害分析重要管理点（HACCP）食品安全管理システム認証等がある。2009年10月現在、取得された認証は合計67,201件に達している。

なお、現在、中国政府は、国务院の「乳製品品質安全監督条例」に基づき、乳製品製造企業の適正製造規範（GMP）認証及び乳製品のHACCPシステム認証制度の構築にも取り組んでいる。

食品安全に関する主な認証制度

●無公害農産品認証

「無公害農産品」とは、産地の環境、生産プロセス及び製品の品質が関係する国家標準及び規範の要件を満たすことにより認証を受け、無公害農産品の表示を許可するもので、2002年に創設された制度である。未加工又は初期加工の農畜産物、水産物等を対象としている。



無公害農産品は、生産プロセスにおいて、人口合成された安全な化学農薬、動物用医薬品、肥料、飼料添加物等を、量、品種、期間を限定して使用することを許容しており、国の食品衛生標準を満たすこととされている。国家農業部の傘下にある「農産物品質安全センター」（農産物質量安全中心）等が制度の実施主体となっている。

無公害農産品の認証マーク

2006年末までに、全国で無公害農産品認証を取得した単位は14,806事業体、産品は23,636件、生産総量は1.44億トンに達している。

無公害農産品認証は、一種の基礎的認証であり、国家財政による大幅な資金補助により、認証機構は認証の実施時に費用を徴収していない。

●绿色食品認証

「绿色食品」とは、持続可能な発展の原則に従い、化学肥料、農薬の使用量を制限し、有害生産資材の使用を禁止するなど、環境に配慮した特定の方式により生産・製造された食品を指す。農畜産物、水産物のほか、加工食品全般を対象としている。



绿色食品認証は、1990年に構築され、国家農業部に所属する「中国绿色食品発展センター」（中国绿色食品発展中心：CGFDC）が制度の実施主体となっている。コーデックス委員会の「ガイドライン」に基づく国家農業部「绿色食品標準」に依拠し⁶⁰、「AA級」（有機食品と同等レベル）と「A級」（日本の特別栽培（減農薬・減化学肥料栽培）レベル）に分けられ、各省・自治区等に設置された委託認証機

绿色食品認証マーク (CGFDC)

しなければならず、偽造してはならないとしている。

59 食品安全快速検測「食品安全に関する認証の種類総体」（関于食品安全的認証種類総匯）等を参考にしてまとめたものである。（http://www.china12315.com.cn/html/aqrz/2009/0923/n_20090923450554089.shtml）

60 「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」（CAC/GL 32-1999）「绿色食品産地環境品質標準」NY/T391-2000（国家農業部農業業種標準）等。

構が認証を行っている。制度創設当初は、対先進国市場をターゲットとした輸出戦略の一つとして振興が図られたが、近年の経済成長にともなう国民の消費動向の変化や食に対する安全志向の高まりを背景として、緑色食品の国内市場は拡大を続けている。

緑色食品の発展情況 (2001年～2007年)

指標	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	平均増加率(%)
当年認証企業	536	613	918	1,150	1,839	2,064	2,371	28.1
当年認証製品	988	1,239	1,746	3,142	5,077	5,676	6,263	36.0
認証企業総数	1,217	1,756	2,047	2,836	3,695	4,615	5,740	29.5
認証製品総数	2,400	3,046	4,030	6,496	9,728	12,868	15,238	36.1
実物総量(万ト)	2,000	2,500	3,260	4,600	6,300	7,200	8,300	26.8
年販売額(億元)	500	597	723	860	1,030	1,500	1,929	25.2
年輸出額(億米ドル)	4.0	8.4	10.8	12.5	16.2	19.6	21.4	32.2
監視面積(万ha)	38.7	44.5	51.4	59.6	65.3	100.0	153.3	25.8

(出所) 中国緑色食品網 (http://www.greenfood.org.cn/Html/2008-8-25/2_8629_2008-8-25_8632.html)

注) 「監視面積」は、認証の対象となっている圃場及び水産物等の養殖場等の面積の合計である。

資料原文では面積単位が「畝」(ムー：約 1/15ha) であるが、ha に換算してある。

●有機製品認証

「有機農業」とは、有機農業生産標準に基づき⁶¹、自然法則及び生態学の原理に従って行われ、遺伝子組み換え技術や化学合成農薬、化学肥料、成長調整剤等の物質を使用せず、持続的発展が可能な一連の営農技術を採用した生産プロセスを維持する農業を指す。「有機製品」は、有機農業の原理及び有機製品の製造、加工標準に基づいて産出される農畜産物、水産物、加工食品、飼料等であり、有機製品認証機構の認証を経た製品を指す。

現在、中国では、有機認証の専門機関としては、1994年に国家環境保護部傘下に設立された「中国有機食品発展センター」(中国有機食品発展中心：OFDC)と2002年に国家農業部傘下に設立された「中緑華夏有機食品認証センター」(中緑華夏有機食品認証中心：COFCC)が併存し、前出のCGFDCも「AA級緑色食品」として有機認証を取り扱う体制にある。



OFDCの有機認証マーク



COFCCの有機認証マーク

OFDCは、IFOAM(国際有機農業運動連盟)が策定した有機農業基準に依拠した認証を行い、COFCCの認証基準は、基本的にコーデックス委員会の「ガイドライン」に依拠したものとなっているが、いずれも生態系の健全性維持、環境保全を通じた持続可能な農業生産の促進を認証事業の主眼としている。

2009年10月現在、中国の有機製品標準に基づいて認証された企業は2,000近くに達している。有機製品は、主として穀物、植物油原料、野菜、果物、茶葉、蜂蜜、畜産物及び水産物等であり、EU、米国、日本等へ輸出されている。

61 「有機製品国家標準」GB19630.1-4-2005等。

／農業生産工程管理手法)の導入を制度として確立する規定である。食品生産は、原料となる食用農産品と不可分のものであり、「農地から食卓まで」の全過程において管理監督を実施し、根源的な問題の発生を防止するためには、食品農産品に対する管理監督を強化する必要がある。この点において、GAPの導入が有意義であると捉えられている。

GAP制度の確立を義務付けられるのは、食用農産品の生産企業と農民専業共同経済組織(農業協同組合に相当)であり、個々の農民(家族経営者)は対象としていない。

11. 食品の表示義務

食品安全法は、包装された食品の包装上にはラベルを貼付しなければならないと規定し、ラベルには以下の事項を明記しなければならないとしている⁶²。

- (1) 名称、規格、正味量、生産期日
- (2) 成分又は配合表
- (3) 製造者の名称、住所、連絡方法
- (4) 品質保証期限
- (5) 製品標準番号
- (6) 貯蔵条件
- (7) 使用した食品添加物の国家標準における通用名称
- (8) 製造許可証番号
- (9) 法律、法規又は食品安全標準が規定する必ず表示しなければならないその他の事項

また、専ら乳幼児及びその他特定のグループの人(特定人群)に供される補助食品は、そのラベルには、主要な栄養成分及びその含有量を明記しなければならない⁶³。

「食品ラベル」(「食品標簽」)とは、食品の包装容器上に付ける付箋、吊し札、文字、図形、符号といった説明書きを指す。食品ラベルの基本的機能は、食品の名称、配合表、正味量、生産者の名称、ロット番号、生産期日等を明瞭かつ正確に記述し、科学的な見地から消費者に当該食品の品質特性、安全特性等の情報を伝達することである。また、これらの表示内容を通じて、それぞれの食品の品質特性、鮮度のほか、成分や配合表から食品に内在する品質、特殊効用等を識別し、選択に役立てることが可能となる。

食品ラベルに食品添加物を表示する際、一般消費者に馴染みのない化学式の名称を使用する等の食品製造事業者がみられるため、包装食品に使用された食品添加物を表示する際に国家標準における通用名称を使用する旨規定したとみられる。

なお、食品安全法は、未包装の「ばら売り」の食品(散装食品)の表示についても規定している。これは、食品スーパー等でばら売りされる食品の販売過程において、食品が二次的に汚染されるリスクに配慮して、所定事項の表示を義務付けるものである。食品販売事業者がばら売り食品を販売するときは、容器(ケース)等に当該食品の名称、生産期日、

62 法第42条第1項。包装食品の表示に関しては、「預包装食品標簽通則」や「食品標識管理規定」等の法規にも規定がある。

63 法第42条第2項。「特定のグループの人」とは、特定の疾患を有する又はアレルギー等の体質を有する等の人を指す。

製造・販売事業者の名称及び連絡方法等の内容を明記しなければならない⁶⁴。

以下に従来の中国食品の実際の表示例を示すが（参考2）、国家標準と地方標準、食品衛生許可と食品製造許可等が混在し、記載方法も統一性がない現状がうかがえる。

参考2 中国の食品表示の例（2009.9 筆者撮影）

製造期日
製造者の連絡先

正味量

食品の名称
原料
製品標準番号
→醸造食酢の国家標準番号
品質保証期限

食品名称：老陈醋
配料：水、大米、高粱、麸皮、食盐、苯甲酸钠。
总酸含量≥3.50g/100ml
产品标准号：GB18187-2000 液态发酵
保质期：18个月

20070601

醸造食酢の表示の一例

「GB/T」は「国家推奨標準」であり、強制標準ではない。

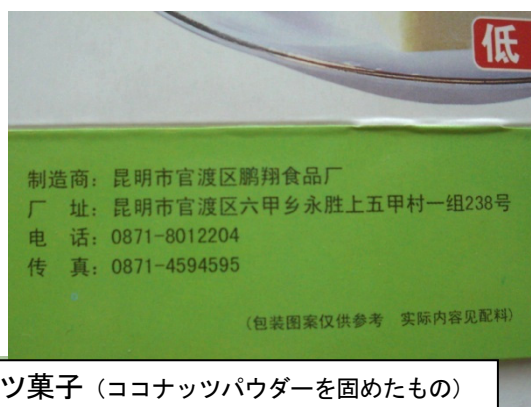
「衛生標準」とあるが、同標準の番号ではなく、2002年取得の青島市（山東省）南区の食品衛生許可証番号が記載されている。

名称：崂山绿茶 名称
卫生标准：青南卫食字[2002]第01-0588号
执行标准：GB/T14456-1993
企业代码：37020743959298
保质期：两年 品质保证期限（2年）
质量等级：特级
净含量：50g 正味量

合格 崂山茶

茶葉の表示の一例

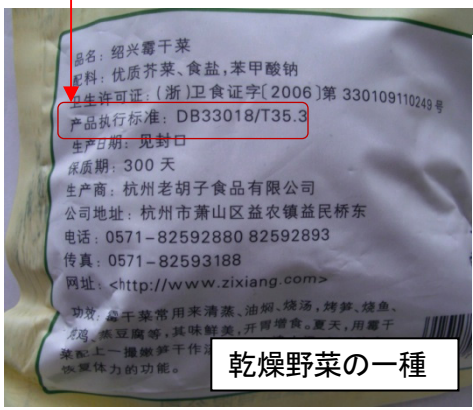
64 法第41条第2項



ココナッツ菓子 (ココナッツパウダーを固めたもの)



食品品質地方標準番号



乾燥野菜の一種

注) QS (Quality Safety) マークは、食品品質安全製造許可証を取得した企業が、製造した加工食品を出荷する際、検査に合格した場合に、許可証番号を付して包装上に表示することができる。「食品品質安全市場准入制度」(食品の品質安全を保証するため、一定条件を具備する食品事業者に経営、市場参入を許可する制度)に基づき、国家品質監督検査検疫総局が統一的に制定するものである。

2004 年から米、食用植物油、小麦粉、醤油及び醋の5種類の加工食品について同制度を実施し、向こう5年間に28種類まで対象を拡大するとされている。

(出所) 中国人大新聞ホームページ
(<http://npc.people.com.cn/GB/28320/113073/index.html>)

12. 食品添加物の管理監督の強化

近年、中国で発生する食品安全に係る事件・事故のうち、食品添加物の無規範な使用や濫用を要因とするものが多くを占めている。このため、食品安全法は、食品添加物の管理監督を一層強化する規定を設けている。

国は、食品添加物の生産について許可制度を実施する⁶⁵。食品添加物は、食品を製造する上での技術的な必要性があり、かつ、リスク評価を経て安全性が証明された後、初めて使用が許される。国务院の衛生行政部門は、技術的必要性及び食品安全リスク評価の結果に基づいて、遅滞なく食品添加物の種類、使用範囲、用量の基準について、改訂を行わな

65 法第43条

なければならない⁶⁶。同時に、食品製造業者は、食品安全標準の食品添加物の種類、使用範囲、用量の規定に基づいて食品添加物を使用しなければならない。また、食品の製造において食品添加物以外の化学物質及びその他人体の健康に危害を及ぼす物質を使用してはならないと規定している⁶⁷。

13. 保健食品の管理監督の強化

中国においては、「保健食品」（我が国の健康食品に相当）関連産業は、既に相当規模に成長しており、GDPの2.5%を占めているとの見方がある（参考3）。中国保健食品の特徴は、伝統的な中医薬学（いわゆる漢方）の理論を基礎としており、天然の動植物等を主要な原料として開発・製造されている点にある。



参考3 保健食品の一例

2002年、中国衛生部が認可した保健食品は4,600種類に達したが、そのうち製造されたのはわずか1,200種余りで、実際に販売されたのは200種に満たなかった。保健食品販売額は、1997年には700億元であったが、2002年には175億元まで下降した。

ところが、2003年、SARS（重症急性呼吸器症候群）の突然の流行を機に、保健食品を含む健康関連市場が大幅な成長を遂げることとなった。2010年には、国民1人当たりの年間保健食品購入額が少なくとも100元に達し、市場規模は1,000億元を突破すると予想されるなど、保健食品関連産業は、成長産業と位置付けられている⁶⁸。

その一方で、保健食品は、虚偽の効能をうたったり、使用が禁止された物質を含有する商品が販売されるなど様々なトラブルも発生しており、一般の食品より更に厳格な管理が必要となっている。近年、我が国でも、国内では未承認の中国製ダイエット食品が原因で死者を含む健康被害が発生するなど問題となっている⁶⁹。

中国ではこうした保健食品をめぐるトラブルが数多く発生しているが、食品安全法は以下のような規定を設けている。

国は、特定の保健機能を有すると公言する食品に対して厳格な管理監督を実行する。関係する管理監督部門は、法律に基づいて職責を履行し、責任を担わなければならない。具体的な管理監督の方法は、国務院が定めることとする⁷⁰。特定の保健機能を有すると公言する食品は、人体に対して、急性、亜急性又は慢性の危害を及ぼしてはならない。また、そのラベル、説明書は、疾病の予防、治療効能に言及してはならず、内容は真実であるこ

66 法第45条

67 法第46条

68 『中国營養保健品行業研究報告（2009）』（中国食品工業協會數據研究中心、2009.7）

69 日本国内では、2002年7月、中国製健康食品「織之素膠丸」を摂取した約200名が肝機能障害を発症し、うち1名が死亡した。また、2005年5月、中国製ダイエット用食品「天天素清脂膠囊」を服用した100名以上がめまいや嘔吐、下痢等の健康被害を受け、1名が死亡した。これらの商品からは、日本国内では無承認無許可の医薬品成分が検出されている。（参考）「中国製ダイエット用健康食品（未承認医薬品）による健康被害事例等」（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 2006年7月12日）、『いわゆる健康食品』による健康被害事例」（厚生労働省医薬食品局食品安全部新開発食品保健対策室）。

70 法第51条第1項

とを要し、摂取に適した人、適さない人、効用成分又は代表的成分とその含有量等を明記しなければならず、製品の機能及び成分は、ラベル、説明書と一致していることを要する⁷¹。

14. 食品のリコール制度の確立

食品のリコールは、食品製造業者が、製造した安全性に問題のある食品について、交換、返品、補充又は摂取方法の説明の修正等を通じ、危害を除去又は軽減するものである。

食品安全法は、国が食品のリコール制度を確立すると規定している。また、食品製造業者は、製造する食品が食品安全標準を満たしていないことが判明したときは、直ちに製造を停止し、出荷した食品を回収し、関連製造・販売業者及び消費者に通知するとともに、回収及び通知状況を記録しなければならないとしている⁷²。さらに、食品製造業者は、回収した食品について、補てん、無害化处理、廃棄等の措置を採るとともに、回収及び処理の状況を県級以上の品質監督部門に報告しなければならないと規定している⁷³。

一方、食品販売業者についても、販売する食品が食品安全標準を満たしていないことが判明したときは直ちに販売を停止し、関連業者及び消費者へ通知するとともに、販売停止及び通知状況を記録しなければならないと規定している⁷⁴。

なお、食品製造・販売業者が本法の規定どおりに問題食品の回収又は販売の停止を行わないときは、県級以上の品質監督、商工行政管理、食品薬品管理監督部門がそれらを行うよう命じることができるとしている⁷⁵。

15. 食品広告の規制強化

食品安全法は、食品広告について、真実かつ合法的でなければならない、虚偽や誇大な内容であってはならない、また、薬品が有するような疾病予防や治療効能に言及してはならないと規定している⁷⁶。これは保健食品分野に代表される食品広告に端を発するトラブルの多発に配慮したものと考えられる。同時に、食品安全を管理監督する行政部門や食品検査部門、食品業協会、消費者協会は、広告その他を通じて消費者に特定の食品を推奨することを禁じ⁷⁷、これらの組織の公正中立を求めている。

また、社会团体その他の組織、個人は、虚偽の広告において消費者に食品を推奨し、消費者の合法的な權益に損害を与えたときは、食品製造・販売業者と連帯責任を負うとの規定がある⁷⁸。これについては、食品のテレビCM等に虚偽の内容等があった場合、出演した俳優やタレント、スポーツ選手等も個人として連帯責任を問われることになると思われる⁷⁹。

71 法第 51 条第 2 項

72 法第 53 条第 1 項

73 法第 53 条第 3 項

74 法第 53 条第 2 項

75 法第 53 条第 4 項

76 法第 54 条第 1 項

77 法第 54 条第 2 項

78 法第 55 条

79 『毎日新聞』(2009. 2. 28)、『日本経済新聞』夕刊(同日)

16. 食品検査体制の強化

安全性に問題のある食品の生産や流通を事前に防止するための検査体制の強化について、食品安全法は以下のように規定している。

食品安全管理監督部門は、食品について、検査を免除してはならず⁸⁰、県級以上の関係行政部門は、定期的又は不定期のサンプリング検査を行わなければならない。また、検査費用を徴収してはならない⁸¹。これは食品製造・販売業者に対する食品検査の義務化と費用の公的負担を定めたものである。

これまで、一部の大企業や有名企業の中には、一定の要件を満たしていれば、監督官庁による「免検」（検査免除）の特別待遇を受けているものも多く、企業ブランドの裏でずさんな品質管理が行われている例が報告されている。メラミン粉ミルク事件を引き起こした三鹿集団も「免検」の対象であったとされる。食品安全法に食品の検査義務を明記したのは、その反省に立ったものとみられる。

食品検査は、食品検査機構が指定する検査人が独立して行うものである⁸²。食品検査機構は、国の関係認証認可規定に基づいて資質認証を取得した後、検査活動を行うことができる⁸³。検査人は、関係法律・法規、食品安全標準・検査規範に基づいて公正な検査を行い、虚偽の報告をしてはならないとしている。また、食品検査の実行及び報告は、食品検査機構と食品検査人の双方が責任を負うとしている⁸⁴。

なお、食品製造・販売企業による食品の自主検査又は検査機構への委託検査が可能である旨の規定も置いている⁸⁵。

17. 食品の輸出入における安全確保

これまで、我が国に輸入される中国製食品の農薬汚染等がしばしば問題となってきた。2002年7月には、中国産の冷凍ホウレンソウから我が国の食品衛生法で定める残留基準値を上回る農薬成分が相次いで検出され、事業者に対する輸入自粛指導が行われた。しかし、我が国の食品衛生法違反が高率で発生し、個別の検査では検査をすり抜け、摘発できないおそれが懸念されたため、検査によらずに輸入を禁止する仕組みが必要となった。こうした事態を受け、同年7月には、急きょ議員立法で食品衛生法が改正され（第154回国会）、同法違反となるおそれが高い特定の国、地域等からの食品等の輸入、販売等を包括的に禁止する新たな制度が創設された。その後、中国製食品に対する不信は我が国以外の輸入国においても拡大し、米国を中心に「チャイナ・フリー（中国製品不買）運動」が展開されるようになった。

80 法第60条第1項

81 法第60条第2項

82 法第58条第1項

83 法第57条第1項

84 法第58条第2項

85 法第61条第1項・第2項。食品検査の一例として、製茶企業が茶葉の残留農薬量、汚染物質等についてサンプル検査を行う場合、1回当たり1,000～1,700人民元（1人民元＝約14円）程度の費用を要し、中小企業には相当な負担になるとの見方もある。

（大橋聡、徐曉蕾「整備進む食品安全法関連制度」『Food & Agriculture』2752号（2009.8）7頁）

一方、中国の食品貿易は、近年拡大傾向が続いており、2008年には、食品（生きている動物、動物製品を含む）の輸出総額は327.64億ドル（前年比6.6%増）、輸入総額は、140.50億ドル（前年比22.2%増）となっている。日本へは鶏肉調整品、鰻、エビ、冷凍及び生鮮野菜等の様々な農水産品やその加工品が輸出されている。近年では中国製食品に係る様々な問題の発生等が影響し、2008年の対日食品輸出総額は対前年比8.0%減の76.7億ドルと縮小傾向にあるが⁸⁶、我が国にとって、中国は依然として米国に次ぐ主要な食品輸入相手国であることに変わりない。このため食品貿易に係る中国国内の安全体制整備の動向が注目される。

中国の食品安全法は、食品等の輸出入に関し、以下のように規定している。

（1）食品等の輸入

中国国内向けに食品を輸出する外国の輸出業者等は、中国の出入国検査検疫部門の認可を受け、登録しなければならない⁸⁷。また、中国国内向けの食品を製造する企業も同部門への登録を要する⁸⁸。

輸入する食品、食品添加物及び食品関連製品は、中国の食品安全国家標準を満たしていなければならない⁸⁹。食品安全国家標準が未制定の食品等を輸入するときは、輸入業者が国務院の衛生行政部門に申請し、関連する安全性評価材料を提出しなければならない。これを受けて、同部門は、食品安全法の規定に基づいて速やかに決定を行うとともに、相応の食品安全国家標準を制定するとしている⁹⁰。

また、国外で発生した食品安全関連事件が国内に影響を及ぼす可能性があるとき又は輸入食品に重大な食品安全上の問題が発見されたときは、国の出入国検査検疫部門（国家品質監督検査検疫総局を指す）は、リスクへの注意喚起、禁輸等のコントロール措置を採るとともに、国務院の関係機関に通報しなければならない⁹¹。

輸入包装食品については、中国語のラベル及び説明書きがなければならない。これらには、関係法律・法規の規定及び食品安全国家標準の要件を満たす必要があり、食品の原産地、国内の輸入代理業者の名称、住所、連絡方法を明記しなければならない。中国語のラベル及び説明書きがない包装食品は輸入することができない⁹²。

なお、輸入業者に対する輸入・販売記録の作成及び保存も義務付けている⁹³。

（2）輸出食品事業者等の管理監督

外国向けの輸出食品を製造する中国国内企業及び輸出される食品原料を生産する農場及

86 中国海関（税関）総ホームページ「2008 我国対日本出口提速進口減速，年末進口跌幅進一步加深（進出口監測預警專題）」（2009.2）

（<http://www.customs.gov.cn/publish/porta10/tab2453/module72494/info157534.htm>）

87 法第65条第1項前段

88 法第65条第1項後段

89 法第62条第1項

90 法第63条

91 法第64条

92 法第66条

93 法第67条第1項・第2項

び養殖場は、国の出入国検査検疫部門の認可を受け、登録しなければならない⁹⁴。

これらの措置により、安全性に問題のある食品が輸出されるリスクをコントロールするねらいがあるとみられる。

さらに、国の出入国検査検疫部門は、食品の輸出入業者、輸出食品製造企業の信頼性に関する記録を作成・公表し、記録が不良である業者等に対しては、当該輸出入食品の検査検疫を強化しなければならないとしている⁹⁵。

なお、2009年10月に北京で行われた日中首脳会談において、鳩山首相が中国製食品に対する不信感を払拭する必要性を強調し、「日中食品安全推進イニシアチブ」の創設を提案したところ、温首相はこれに同意した。

日中両国政府は、その後の協議を経て、「日中食品安全協力推進に関する覚書案」を取りまとめた。同覚書案には、輸入食品について食品安全事故が起きた際に、①直ちに相手国へ通報するとともに、製造元や流通状況等の情報を交換する、②食品を製造した工場への立ち入り調査を受け入れる等の事項が盛り込まれているとされる⁹⁶。今後こうしたチャンネルが両国における輸入食品の安全性確保のため有効に機能することが望まれる。

18. 食品安全事故の処置

(1) 報告制度

食品安全法は、農業行政、品質監督、商工行政管理、食品薬品管理監督の各部門が日常の管理監督業務において食品安全事故を発見し、食品安全事故に係る通報を受けたときは、直ちに衛生行政部門に通報しなければならないと規定している⁹⁷。

重大な食品安全事故が発生したときは、報告を受けた県級衛生行政部門が規定に基づいて県級人民政府と上級人民政府の衛生行政部門に報告しなければならない⁹⁸。さらに、県級人民政府及び上級人民政府の衛生行政部門は、規定に基づいて上級機関に報告しなければならない。いかなる事業単位又は個人も、食品安全事故について事実の隠匿、虚偽情報の伝達、情報伝達の遅滞をしてはならず、関係証拠を滅失させてはならないとしている⁹⁹。

(2) 事故処置

94 法第68条第2項。「備案」と呼ばれる制度で、生産基地や養殖場などが関係当局から認可を受けること或いは認可を受けて登録済みであることを指す。(出所) 日本貿易振興機構輸出促進・農水産部『平成19年度食品規制実態調査 中国における農産物・食品の安全確保に関する政策と実態調査』(2008.3) 19頁

従来、食品衛生法及び輸出入商品検査法(中華人民共和国進出口商品検査法)等に基づく「輸出食品製造企業衛生登録登記管理規定」(出口食品生産企業衛生注冊登記管理規定)や「輸出野菜栽培基地に対する検査・検疫登録管理に関する通知」(關於対出口蔬菜種植基地实行檢驗検疫備案管理的通知: 国家質検総局2002年第20令)により、輸出入食品事業者や農場の事前登録が義務付けられてきた。

95 法第69条第2項

96 『朝日新聞』(2010.1.21)、『日本農業新聞』(2010.1.22)

なお、民主党は、輸入食品について国産の食品と同等の安全性を確保するために、我が国への主要な輸出国に「国際食品調査官(仮称)」を配置し、生産国における施設の検査を行えるようにすること等を検討している。『民主党政策集INDEX2009』(平21.7) 34頁

97 法第71条第2項

98 法第71条第3項

99 法第71条第4項

国務院の組織は、国の「食品安全事故応急プログラム」を策定する¹⁰⁰。

県級以上の地方人民政府は、地域の実情に基づいて、当該行政区域の食品安全事故応急プログラムを策定しなければならない¹⁰¹。また、県級以上の衛生行政部門は、食品安全事故の報告を受けた後、直ちに関係する農業行政、品質監督、商工行政管理、食品薬品管理監督部門と共同で調査処理を行い、所要の措置を講じて、社会への危害を防止又は軽減しなければならない¹⁰²。重大な食品安全事故が発生したときは、県級以上の人民政府は、直ちに「食品安全事故処置指揮機構」を設立し、食品安全事故応急プログラムを発動し、所要の事故処置を行わなければならない¹⁰³。

一方、食品製造・販売企業は、「食品安全事故処置プラン」を策定し、食品安全事故防止措置の実施状況について定期的に検査を行い、食品安全事故発生の潜在的要因を速やかに除去することとしている¹⁰⁴。

(3) 責任追及

食品安全法は、重大な食品安全事故が発生したときは、区を設置している市級以上の人民政府の衛生行政部門は、直ちに関係部門と共同で事故責任調査を行い、関係部門に職責を履行するよう督促するとともに、当該人民政府に対し、事故責任調査処理報告を提出しなければならないと規定している¹⁰⁵。また、重大な食品安全事故が二つ以上の省、自治区、直轄市にわたるときは、国務院の衛生行政部門が事故責任調査を行うこととなる¹⁰⁶。

19. 食品製造・販売に係る違法行為に対する罰則の強化

国民の生命の安全及び身体の健康を適切に保障する観点から、食品安全法は、食品製造・販売に係る違法行為に対する罰則を強化している。非食品原料を使用して食品を生産又は食品に食品添加物以外の化学物質及びその他人体の健康に危害を及ぼす可能性のある物質を添加する等の重大な違法行為に対し、より厳格な処罰を行う規定を設けている。

当該行為が犯罪を構成しないときは、法律に基づいて、違法所得、違法に製造・販売した食品及び違法な製造・販売に使用した器具、設備、原料等の物品を没収し、製造・販売した食品等の価額の最大で10倍の罰金を併科するとともに、許可証を没収すると規定している¹⁰⁷。このような違法所得の没収や違法に製造・販売した食品の価額に応じた罰金の算定は、我が国の食品安全法制にはない考え方である。

また、食品製造、流通及び飲食サービスの各許可証を没収された事業単位の直接責任を負う主管職員は、向こう5年間は食品製造・販売管理業務に従事してはならない¹⁰⁸。違法な食品製造・販売を行った事業者が消費者に損害を与えたときは、法律に基づいて賠償責

100 法第70条第1項

101 法第70条第2項

102 法第72条第1項

103 法第72条第2項

104 法第70条第3項

105 法第73条第1項

106 法第73条第2項

107 法第84条～第85条

108 法第92条第1項

任を負い¹⁰⁹、民事賠償優先の原則により、損害を受けた消費者が優先的に賠償されることとなる¹¹⁰。

一方、問題となる行為が犯罪を構成するときは、刑法に基づいて刑事責任を追及している¹¹¹。刑法においては、衛生標準を満たさない食品を製造・販売した場合や、有毒、有害物質及び非食品原料が入った食品を製造・販売した場合、罪状により、有期懲役刑・禁固刑、無期懲役刑、死刑、罰金、財産没収の刑を課すとしている（表2）¹¹²。

表2 中華人民共和国刑法における食品関係違反行為に対する処罰内容

対象行為	対象行為の結果等	身体刑	財産刑(罰金等)	刑法の該当条文
衛生標準を満たさない食品を製造・販売	●重大な食品中毒事故発生 ●その他の重大な食品由来の疾患発生	3年以下の懲役又は禁錮	販売金額の50%以上2倍以下 (身体刑に併科又は単独)	第143条
	●人体の健康に重大な危害	3年以上7年以下の懲役	販売金額の50%以上2倍以下 (身体刑に併科)	
	●結果が特に重大	7年以上の懲役又は無期懲役	販売金額の50%以上2倍以下 又は財産没収(身体刑に併科)	
製造・販売する食品に、 ●有毒、有害な非食品原料を混入 ●有毒、有害な非食品原料が混入していることを知りながら販売	●対象行為を行ったとき	5年以下の懲役又は禁錮	販売金額の50%以上2倍以下 (身体刑に併科又は単独)	第144条
	●重大な食物中毒事故又は重大な食品由来の疾患発生、人体の健康に重大な危害	5年以上10年以下の懲役	販売金額の50%以上2倍以下 又は財産没収(身体刑に併科)	
	●人を死亡させ又は人体の健康に重大な危害	10年以上の懲役又は無期懲役又は死刑	販売金額の50%以上2倍以下 又は財産没収(身体刑に併科)	第141条第1項

(出所)「中華人民共和国刑法」の条文を参考に作成。

前述のメラミン粉ミルク事件については、刑法の「危害公共安全罪」が適用され¹¹³、牛乳にメラミンを混入した元酪農業者ら3名に死刑(うち1名は執行猶予2年)、粉ミルクを生産した三鹿集団の元会長に無期懲役の判決が下され、既に2名の死刑が執行された¹¹⁴。

20. 今後の課題

食品安全法は、従来の行政における分担体制を踏襲しつつ、総合調整を担う国家衛生部以下、各関係行政機関の職責・分担を明確に規定した。これには、各行政機関の協力関係や情報の共有化を通じて、日々の食品安全行政の円滑な執行を保障し、情報の隠匿や伝達の遅滞による事故の拡大や再発を防止するねらいがあるとみられる。今後、中央から地方

109 法第96条第1項

110 法第97条。民事賠償責任を負い、かつ、過料、罰金を支払わなければならないときの規定。

111 法第98条。「中華人民共和国刑法」(1979年7月施行)

112 刑法第3章「破壊社会主義市場経済秩序罪」第1節「偽劣商品罪」第143条、144条(死刑の適用は第141条の規定に基づく。)

113 刑法第115条中の「投毒」(毒物混入)行為により、人に重傷を負わせ又は死亡させた罪に当たる。

114 『毎日新聞』(2009.11.25)。中国において、死刑は銃殺又は薬物注射により執行されている(中華人民共和国刑事訴訟法第212条第2項)。

なお、平成22年2月、中国紙『環球時報』は、事件の際に粉ミルク会社が回収した製品のうち、約10万トンが再び乳製品や家畜飼料として低価格で販売されていた疑いがある旨報じている。

『朝日新聞』(2010.2.6)

まで新たな食品安全法制の浸透を図るとともに、その一貫性をどう確保していくかが重要な課題となろう。また、国務院に設置されるハイレベルの行政組織＝食品安全委員会について同法に具体的な規定はないが、どのような役割を果たすかも注目される。

食品製造・販売業者のコンプライアンスの確立や食品の製造・流通のプロセスにおけるGMPやHACCP手法の導入、トレーサビリティの構築等を求め、フードチェーン全般における、より機能的かつ徹底した安全管理を目指している点は評価に値しよう。

一方、中国政府は、食品安全法に基づき、食品の製造・販売をコントロールするため、食品安全国家標準を唯一の強制的標準として制定を進めることになるが、食品安全国家標準への統一化に向けて、緻密かつ整合的な作業が必要となろう。同時に、同国家標準の適切な運用が図られるかどうか、法律の実効性が問われる。

今回の法制定により、これまで食品衛生法の下で食品関連事業一般に通用してきた食品衛生許可を廃止することとした。つまり、生産許可、流通許可、飲食サービス許可に分割し、品質監督検査検疫、商工行政管理、食品薬品管理監督の各部門が管理監督を担当することとしたが、各機関の横断的な連携が確保され、食品事業者や消費者が理解しやすく信頼性のある行政サービスが提供されるかが課題となろう。

一つ懸念されるのは、食品安全法は食用農産物や加工食品に関する規定は置いているものの、水産物に関する規定が全く見られない点である。漁業は国家農業部の所管ではあるが、水産物は農産物に包含されるものではなく、一定の独立した市場規模を有しているため、水産物についても規定されて然るべきではなかったかと考えられる。

国家標準制定や許可業務等については、既に関係の法規・規則が整備されたものもあり、段階的に運用が開始されるものとみられる。現共産党政権の下、建国60周年を迎えた中国が背負う食品安全という重要テーマについて、引き続きその動向が注目される。

【参考文献】

『別冊宝島 1458 輸入食品の真実』(宝島社 2007.9)

日本貿易振興機構(JETRO)輸出促進・農水産部『平成19年度食品規制実態調査 中国における農産物・食品の安全確保に関する政策と実態調査』(2008.3)

小森正彦『中国食品動乱』(東洋経済新報社 2008.4)

青沼陽一郎『中国食品工場の秘密』(小学館 2008.5)

鈴木譲二『「猛毒大国」中国に行く』(新潮社 2008.6)

『中華人民共和国食品安全法』(中国法制出版社 2009.3)

『中華人民共和国食品安全法注釈本』(法律出版社 2009.4)

『中国年鑑 2009』(毎日新聞社 2009.5)

『食の安全事典』(旬報社 2009.10)

【参考ホームページ】

国家食品安全網 <<http://www.cfs.gov.cn/cmsweb/webportal>>

食品産業網 <<http://www.foodqs.cn/>>

中国食品工業網 <<http://www.cfiin.com/>>

食品安全快速検測 <<http://china12315.com.cn/>>